

2025年12月

名谷駅前広場を利用される主催者（申請者）様

## 広場利用における利用ルールの一部改定について（お知らせ）

神戸市都市局（広場所有者）  
株式会社こうべ未来都市機構（広場管理者）

いつも、名谷駅前広場をまちの活性化に寄与する場としてご利用いただき、ありがとうございます。

駅前広場社会実験詳細ルールについて、社会実験における利用状況等を鑑み、下記のとおりルールを一部改定いたしますので、お知らせします。

ルールを守って、広場をご利用いただき、安全で快適な空間づくりにご協力いただきますようよろしくお願ひします。

記

### 1 主な改定内容

	内容	改定のポイント	記載箇所
1	マーケット型イベント・キッチンカーの出店数、マーケット型イベント内における生花・生鮮食品の販売	以下の内容を追記します。 ・マーケット型のイベントは、 <u>5店舗以上</u> から開催可能 ・ <b>生花・生鮮食品の販売</b> を主目的とした店舗の出店は、 <b>原則不可</b> 。 ただし、 ① <u>神戸市内で生産された生産者自身が販売するもの</u> ②独自性や技術力を活かした加工がされているもの については、利用毎に必要書類を提出の上、運営主体の承認により出店可能。 ・キッチンカーのみの出店は <u>同時に2台以上</u> とすること	P.4
2	図面	物品設置不可エリアを追記	P.6
3	広場利用料の支払い期限	(改定前) イベント開催日の7日前まで ↓ (改定後) 申請書の受付日を1日目として、その日から <u>14日以内</u> 。開催の14日前以降に申請を行った場合は開催日の前日まで	P.8

4	広場利用申請後のキャンセル、キャンセル料	<p>以下の内容を追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャンセルを申請した日（<u>利用日や利用面積の変更を含む</u>）が以下に該当する場合、<b><u>キャンセル料が発生</u></b></li> </ul> <p><u>開催日 1か月前までのキャンセル：利用料金の 50%</u></p> <p><u>開催日 14日前までのキャンセル：利用料金の 80%</u></p> <p><u>開催日まで 14日前を過ぎたキャンセル：利用料金の 100%（全額）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14日前を過ぎたキャンセルや無断キャンセルが続く場合は、次回の利用をお断りします。</li> </ul>	P.8
5	広場利用申請の受付開始時期	<p>改定前</p> <p>通常利用：利用日の属する月の<u>3か月前の1日</u>から 神戸市民及び神戸市内の地域団体による非営利事業：利用日の属する月の<u>6か月前の1日</u>から</p> <p>改定後</p> <p>通常利用・神戸市民及び神戸市内の地域団体による非営利事業とともに、利用日の属する月の<u>3か月前の1日</u>から</p>	P.10
6	食品を提供する場合の事前調整・届出	<p>以下の内容を追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広場利用者は必要書類をとりまとめ、<u>所轄保健所（西部衛生監視事務所）</u>へ実施の<u>10日前までに提出</u>（運営主体へは書類の控えを7日前までに提出）。</li> <li>・<b>取扱可能な食品であるかを事前に確認</b>し、不明なことがある場合は、<u>生活衛生ダイヤル（078-771-7497）</u>へ相談すること。</li> </ul>	P.12
7	車両で搬入出す際の歩行者の安全確保	<p>以下の内容を追記します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車止めを開ける場合は、<u>車止めを壁に立てかけたり、床に置いたままにせず、車の出入時の誘導員が開閉してください。</u></li> </ul>	P.13

## 2 適用時期

2026年1月1日以降の申込分から適用

## 3 その他

本改定についてご不明点等ある場合は、運営主体（須磨パティオ）までご連絡ください。

〔連絡先〕 patio@kfcc.co.jp

以上